

計画から
操業まで

工場主・事業者の皆さんへ 工場許可の手引き

特定工場等許可表示版

許可番号 第〇〇〇号

許可年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日

八潮市公害防止条例

許可工場

工場の名称 〇〇〇〇株式会社

代表者名 代表取締役 〇〇〇〇

電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇〇

業種 〇〇〇〇 製造業

主要生産品目 1. 〇〇〇〇

2. 〇〇〇〇



八 潮 市

工場 ・ 作業場等の設置許可

八潮市公害防止条例 第17条

市内に工場等を設置しようとする方は、八潮市公害防止条例に基づき、農地転用許可申請、又は建築確認申請を行う前に、所定の手続きに従って申請し、許可を受けなければ操業できないことになっています。

許可を受けずに特定工場又は特定作業場を設置した者は、条例により1年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処される場合がございます。

許可が必要となる工場・作業場等

- 八潮市公害防止条例第2条に掲げる特定工場（別表第1）及び特定作業場（別表第2）に定める工場又は、作業場の設置

申請前の確認事項

- 申請する方は、時間的な余裕を持ち、ご自身による十分な調査等を行い、次の事項を確認して計画を進めて下さい。
 - 内容が諸法令に違反していないか。
 - 公害防止対策上問題はないか。
- その他、申請の方法、申請に必要な用紙・書類等について、環境リサイクル課へ事前に相談するとともに確認して下さい。

事前審査

- 申請前の確認が終わりましたら、次の申請書類を作成し、環境リサイクル課へ提出し審査を受けます。
- 申請書類の審査結果は、後日の連絡となります。ただし、書類の不備や事実と異なる申請等、明らかに問題があるものについては、受付できません。
- 審査した結果、訂正が必要な場合においては、訂正印が必要です。

事前審査書類

工場等事前審査申請書類は2部作成し提出して下さい。

書式、用紙等に制限はありません。折込み等によりA4版に整えて下さい。内容は次のとおりです。

① 申請人名簿

申請人
申請代理人
工事請負人
申請地

所在地、事業者名、代表者名、担当者名、電話番号等の連絡先
ただし、公害防止施設等の設置で、工事請負人等が複数となる
場合は連記すること。

※申請代理人がいる場合については、委任状が必要です。

② 申請人経歴書及び概要

個人又は法人の事業経歴、資本金従業員数、及び主要製品目について記載のこと。

③ 設置（変更）理由書

④ 付近見取図（敷地境界より100m以内の建物、道路、水路）

専用作業場、倉庫・・・青
作業場兼住宅・・・黄
専用住宅、その他・・・赤

で色分けのこと。（P4参照）

⑤ 施設一覧表

設置予定の機械等総てに任意の番号を付け、別図のように配置図にその施設の設置予定場所を番号で記入すること。なお、施設のカatalog、公害防止対策の根拠となる計算書等も添付すること。

(1) 記載例

番号	施設	動力(KW)	能力	備考
1~2	サンダー	100(V)		
3	グラインダー	100(V)		工具研磨用
4	高速カッター	0.75		
5~6	旋盤	2.25		
7	ボール盤	0.75		
8	油圧プレス	2.25	30t	防振バネ使用
9~10	自動プレス	3.75	45t	〃
11	コンプレッサー	1.5		防音対策

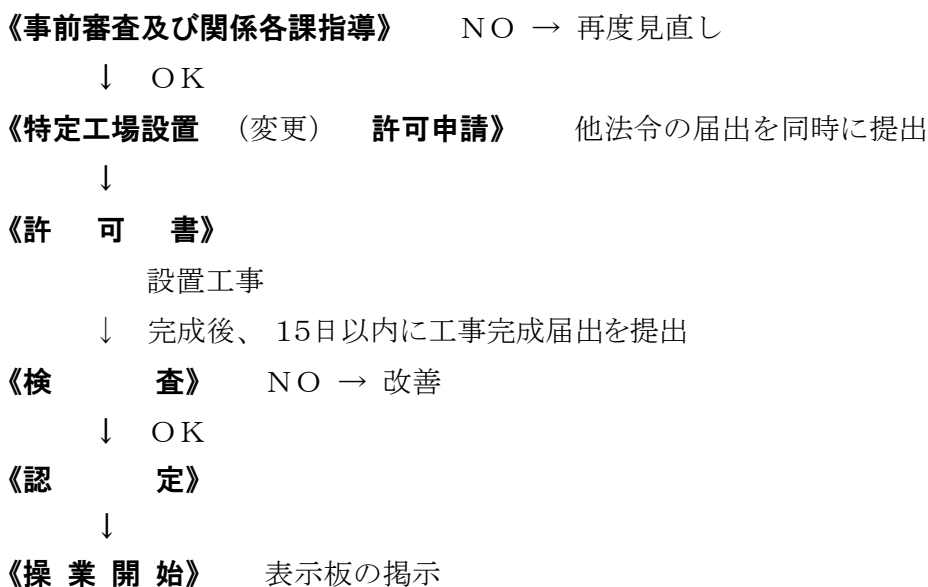
※ 施設には、家庭用100Vで動く機械ケトバシ（フットプレス）、槽、公害防止施設ボイラー、空調設備、材料堆積場等も含まれます。

- ⑥ **作業工程表** _____
- 作業内容の説明（原料、消耗資材、燃料、水等の使用量、作業時間、廃棄物の処分方法等を含む）
- ⑦ **配置図（P4参照）** _____
- 給水系統を青、排水系統を赤で示すこと。
 - 図面には必ず寸法を明記すること。
- ⑧ **平面図（配置図と併用可）** _____
- ⑨ **立面図 4 面（東西南北）** _____
- ⑩ かなばかり
矩計図（作業場部分の構造断面図とすること） _____
- ⑪ **基礎伏図（特に機械基礎を必要とする場合）** _____

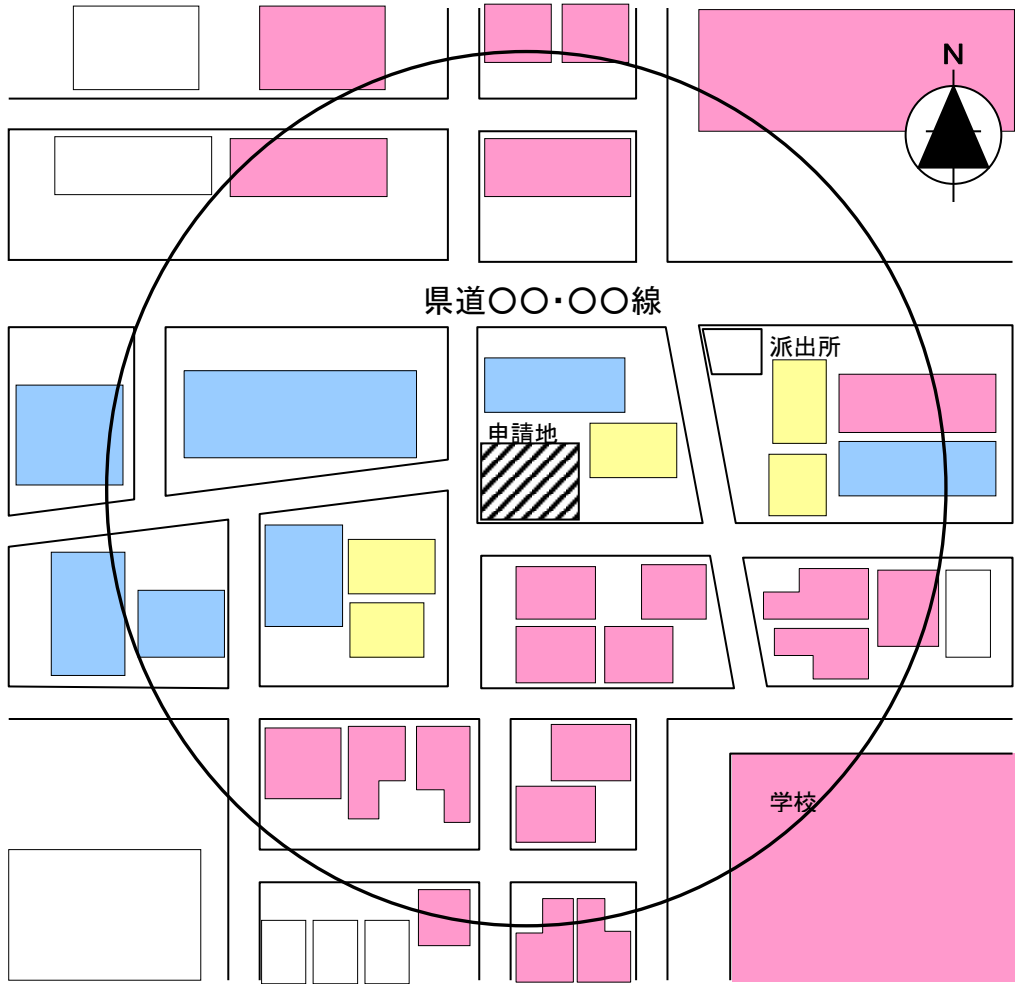
特に注意していただく事項

- 作業場の壁は、二重構造以上とすること。（ALC100mm以上を除く）
- 作業場部分の開口部は少なくし、窓はアルミサッシ網入りガラス又は防音サッシ以上とすること。
- 切り粉、スクラップ類の保管は、屋内又は屋根付きの施設で油流出防止対策をすること。
- 申請書、届出書等に使用する印は、法人の場合は代表者印、個人の場合は実印とすること。

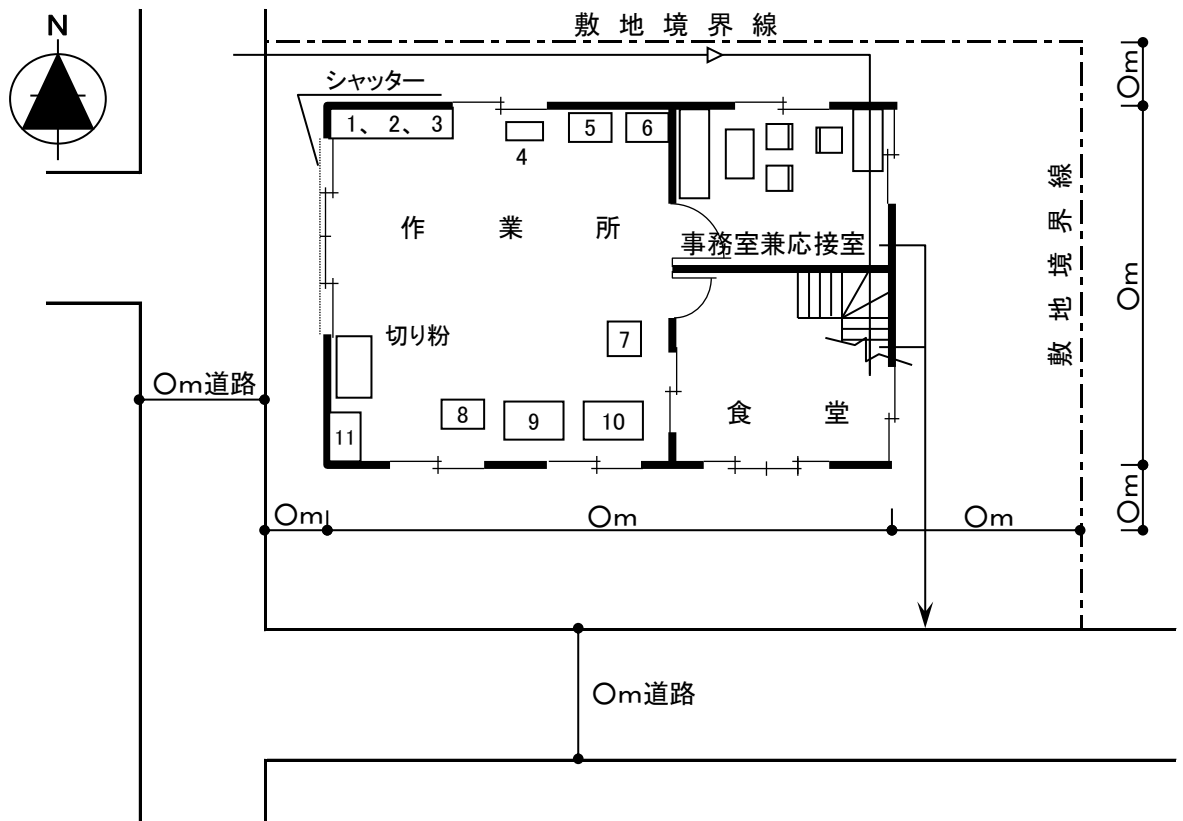
事前審査後の流れ



付近見取図

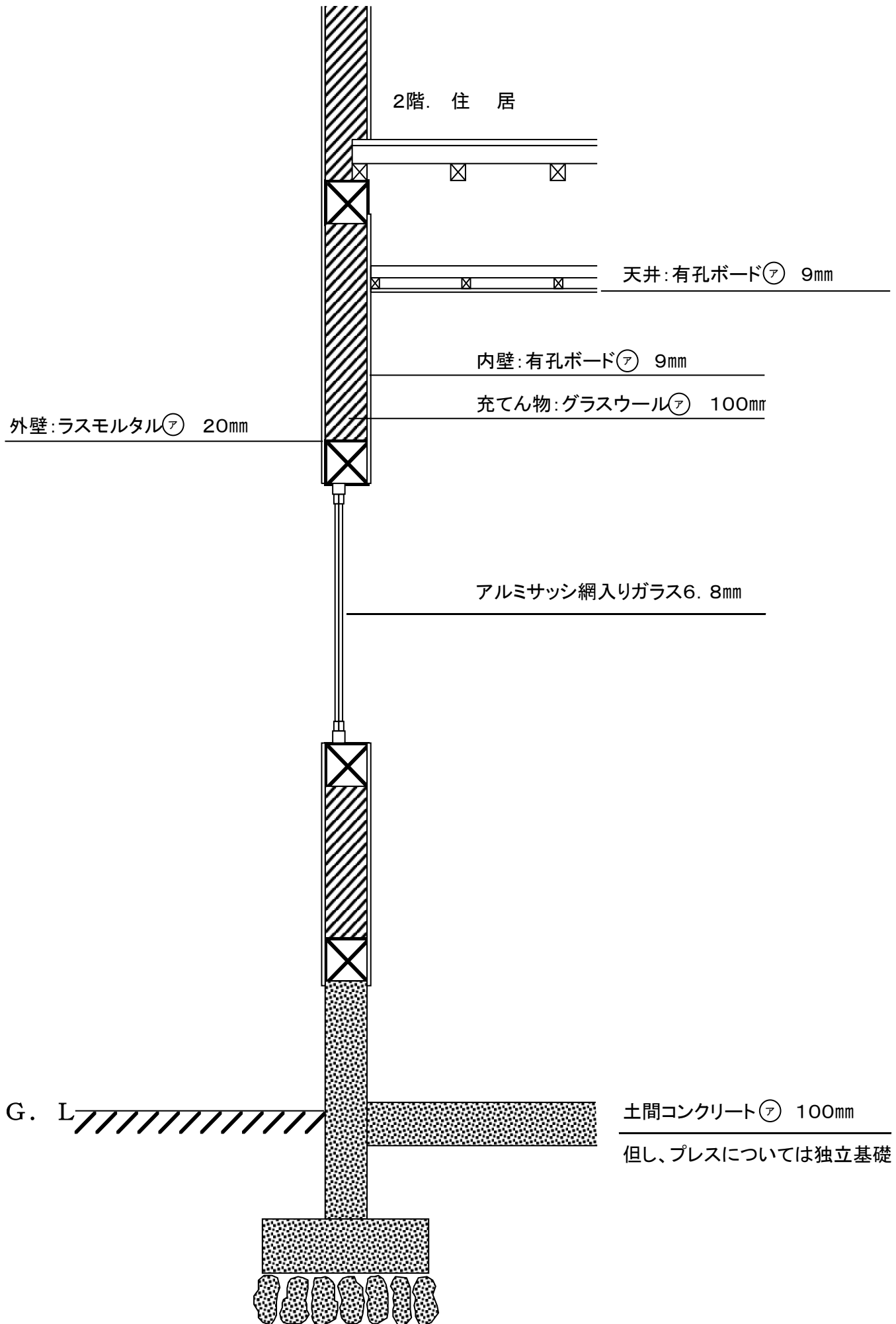


配置図



かな ばかり

矩 計 図



工場 ・ 作業等の変更許可

操業開始後機械の増設、建物の増改築等の変更をする場合は、あらかじめ変更許可を受けて下さい。

変更許可の手続き

設置許可と同様の手続きとなります。（設置許可を参照）

ただし、事務所の増改築、機械の廃止等、内容によっては図面等の提出により、許可を必要としない場合もあります。

許可取得後の変更届

事業者の方は、次の事項に変更があったとき、すみやかに環境リサイクル課へ届出書を提出して下さい。

- 代表者・社名等の変更
- 住所の変更
- 工場等を廃止したとき
- 公害防止管理者、主任者等の変更

●規制基準

■騒音■

(敷地境界)

時間の区分		昼 間	朝 夕	夜 間
区域の区分		[午前8時～午後7時]	[午前6時～午前8時] [午後7時～午後10時]	[午後10時～翌日の午前6時]
1種	1種低層 2種低層 田園住居 1種中高層 2種中高層	50dB	45dB	45dB
2種	1種住居 2種住居 準住居 用途外	55dB	50dB	45dB
3種	近隣商業 商業 準工	65dB	60dB	50dB
4種	工業 工専(一部)	70dB	65dB	60dB

■振動■

(敷地境界)

時間の区分		昼 間	夜 間
区域の区分		[午前8時～午後7時]	[午後7時～翌日の午前8時]
1種	1種低層 2種低層 田園住居 1種中高層 2種中高層 1種住居 2種住居 準住居 用途外	60dB	55dB
2種	近隣商業 商業 準工 工業	65dB	60dB

(注)工業専用地域は除く

■有害ガス■

アンモニア	50ppm	イソプロピルアルコール	左欄に掲げる ガスのそれぞれの量 の合計につき200ppm ただし、ベンゼンに あつては50ppm トリクロロエチレン にあつては100ppm テトラクロロエチレン にあつては100ppmと する
フッ素及びフッ素化合物	3ppm	アセトン	
シアン化水素	10ppm	メチルエチルケトン	
ホルムアルデヒド	"	メチルイソブチルケトン	
硫化水素	"	ベンゼン	
塩化水素	25ppm	トルエン	
塩素	10ppm	キシレン	
臭素及び臭素化合物	"	トリクロロエチレン	
窒素酸化物	200ppm	テトラクロロエチレン	
硫酸(三酸化いおうを含む)	1mg/Nm ³	酢酸メチル	
クロム酸	"	酢酸エチル	
メタノール		酢酸ブチル及び ノルマンヘキサン	
イソアミルアルコール			

(測定点は気体排出口)

■水質■

項目	生産化学的酸素要求量	浮遊物質量	フェノール類含有量
基準値	25(日間平均20)	60(日間平均50)	1

その他の項目			
有害物質		生活環境項目	
カドミウム及びその化合物	カドミウム 0.1	水素イオン濃度	5.8~8.6
シアン化合物	シアン 1	ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	5
有機リン化合物	1	ノルマルヘキサン抽出量含有量(動植物油脂類含有量)	30
鉛及びその化合物	鉛 1	銅含有量	3
6価クロム化合物	6価クロム 0.5	亜鉛含有量	5
ヒ素及びその化合物	ヒ素 0.5	溶解性鉄含有量	10
水銀及びアルキル水銀	水銀 0.005	溶解性マンガン含有量	10
その他の水銀化合物			
アルキル水銀化合物	検出されないこと(定量限界0.0005)	クロム含有量	2
P C B	0.003	フッ素含有量	15
トリクロロエチレン	0.3	大腸菌群数(1cm ³ につき個)	日間平均3,000
テトラクロロエチレン	0.1		

単位は、水素イオン濃度及び大腸菌群数を除いて1リットル中のミリグラム (ppm)

■臭気濃度■

地点の区分		地域の区分		敷地境界		排出口	
1種	1	種	低層	臭気濃度	10	臭気濃度	300
	2	種	低層				
	田園	住居					
	1	種	中高層				
	2	種	中高層				
	1	種	住居				
2種	2	種	住居	臭気濃度	20	臭気濃度	500
	準用	住居外					
3種	近隣	商業	工業	臭気濃度	30	臭気濃度	1000
	工業	工業専					

(注) 臭気とは、臭気のある空気は無臭の空気を加えて希釈した場合の当該希釈倍数をいう

■悪臭■

アンモニア	1 ppm	二酸化メチル	0.009 ppm
メチルメルカプタン	0.002 ppm	トリメチルアミン	0.005 ppm
硫化水素	0.02 ppm	アセトアルデヒド	0.05 ppm
硫化メチル	0.01 ppm	スチレン	0.4 ppm
プロピオン酸	0.03 ppm	ノルマン吉草酸	0.0009ppm
ノルマル酪酸	0.001 ppm	イソ吉草酸	0.001 ppm

(測定点は敷地境界線上)

利子補給金交付申請

市では、中小企業者の公害防止設備資金の軽減を図ることにより、公害防止設備の設置を促進していくため、公害防止設備資金利子補給金交付制度を行っています。

対 象

- (1) 次の融資制度を利用して、公害防止設備を設置又は改善した方。並びに公害防止のため本市の不適合用途地域から適合用途地域に移転し、公害防止設備を設置した方。
● 埼玉県環境みらい資金 ● 小規模企業者等設備導入資金 ● 株式会社日本政策金融公庫貸付金
● 八潮市商工業近代化資金 ● その他市長が認める融資制度
- (2) 本市で1年以上事業を営み、中小企業基本法第2条各号に掲げる中小企業者。
- (3) 利子補給金の借り入れ対象額は300万円以上で4,000万円を限度とする。

利子補給金の額

毎年1月1日から12月31日までに係る支払利子の40パーセント以内で市長が定める額。ただし、延滞利子については除く。

交付期間

公害防止設備資金を借り受けた日から7年以内とし、借入れ額が3,000万円を超える場合には10年以内。

手続方法

環境リサイクル課にある八潮市公害防止資金利子補給金交付申請書に必要事項を記入し、利子補給金の交付を受けようとする期間の属する年の翌年1月4日から1月31日までに提出してください。

→ **必要なもの** 約定利子支払額証明書、借入金契約書写し、公害防止設備設置調書、納税証明書、融資制度を利用したことを証明するもの、印鑑

問い合わせ先

八潮市 生活安全部 環境リサイクル課 環境保全係

〒340-8588 埼玉県八潮市中央1-2-1

TEL 048-996-2111 内線 338

八潮市公害防止条例（抜粋）

別表第1(第2条関係)

- (1) 次に掲げる特定施設又は指定施設を設置する工場若しくは事業場
 - ア 大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号)別表第1及び第2に掲げる施設
 - イ 水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1に掲げる施設
 - ウ 騒音規制法施行令(昭和43年政令第324号)別表第1に掲げる施設
 - エ 振動規制法施行令(昭和51年政令第280号)別表第1に掲げる施設
 - オ 埼玉県生活環境保全条例別表第2に掲げる施設又は同表第4若しくは第5に掲げる工場若しくは事業場

- (2) 前号に掲げるもののほか、次に掲げる工場及び事業場
 - ア 定格出力の合計が2.25キロワット以上の動力を使用し、又は作業場の床面積が150平方メートル以上である工場であって、物品の製造、加工又は作業を行うもの
 - イ 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を行う工場
 - (ア) 縫製、織物、組ひも、ねん糸
 - (イ) 金属やすり、針、釘、鋷又は球の製造
 - (ウ) 液体燃料用のバーナーの燃焼の能力が重油換算1時間当たり20リットル以上又は火格子面積が0.5平方メートル以上の炉を使用する食品の製造又は加工
 - (エ) 塗料、染料又は絵具の吹付
 - (オ) 溶剤若しくはラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
 - (カ) テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
 - (キ) 合成樹脂の製造若しくは加熱加工又はファクチスの製造
 - (ク) 電気分解又は電池の製造
 - (ケ) 溶剤を用いる塗料の加熱乾燥
 - (コ) 印刷用インク又は絵具の製造
 - (サ) 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
 - (シ) 肥料の製造
 - (ス) ガラスの製造又は腐しょく若しくは加熱加工
 - (セ) ほうろろ鉄器又はほうろろ薬の製造
 - (ソ) 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
 - (タ) 肥飼料又はこれらの中間物の製造若しくは加工

別表第2(第2条関係)

- (1) 埼玉県生活環境保全条例別表第3に掲げる作業を行う工場若しくは事業場
- (2) 作業場の床面積が150平方メートルを超える建設資材置場
- (3) 車両解体場
- (4) 産業廃棄物処理場
- (5) 工場用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場
- (6) 死亡獣畜取扱場

工場等事前審査申請書類

1 申請人名簿	届出区分	1. 設置	2. 変更
(1)申請人			
事業所	(フリガナ)		
	(名称)		
申請地	〒340ー		
	八潮市		
	用途地域		TEL — —
代表者	(フリガナ)		
	(役職・氏名)		
代表者	〒		
所在地	TEL — —		
公害担当者	(フリガナ)		
	(役職・氏名)		
(2)申請代理人			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地 ・ 事業所名 ・ 代表者名 ・ 担当者名 ・ TEL 			
(3)工事請負人			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 所在地 ・ 事業所名 ・ 代表者名 ・ 担当者名 ・ TEL 			

